

CONTENTS

- 1 はじめに/ Introduction
- 2 特許に関する新規制について
- 3 2026 年 5 月、6 月に発出された主な法令情報（5 月 15 日～6 月 14 日）/
- 4 ご案内
- 5 編集後記

Introduction

本ニュースレターでは 2026 年 2 月に施行された特許に関する新規制についてご紹介します。

また、2026 年 5、6 月に発出された最新法令の一部に関してもご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあ
るテーマのご要望がございましたら、村瀬
yoshiyam@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

特許に関する新規制

◇法務人権大臣規則 2026 年第 6 号（以下「本規則」）は特許法 2024 年第 65 号（以下「特許法 2024 年」）の運用面を具体化する改正

特許法 2024 年の改正は、国際基準への適合や特許出願における手続遅滞の解消に一定程度の改善が見込まれる一方で、運用面での具体的な規則が追いついていないとの指摘がなされていました。この運用面における具体的な規則が本規則で定められており、実務において重要な意味を持つ改正であるといえます。

◇増加し続ける出願数と手続遅滞への対策

インドネシアにおける特許出願数は年々増加しており、出願数が世界 10 位以内に入るなど拡大が続く一方、出願を処理する審理・手続の停滞（バックログ）が問題視されていました。

手続の遅延や未処理案件の問題を改善すべく打ち出されたのが、特許法 2024 年の特許法改正です。改正後、2024 年の出願数約 1 万 6,000 件に対して処理件数は 90%以上の約 1 万 5,000 件となり、2025 年は出願数が前年に比べて増加傾向にあるにもかかわらず処理件数が約 1 万 6,000 件にのぼるなど、処理件数が新規出願数を上回ったといわれています。

本規則により、運用面の明確化が進み更なる審査期間の短縮が期待されます。

◇国内実施義務の要件緩和と実施報告義務

世界第 4 位の人口（2 億 8,000 万人以上）を有するインドネシアに注目する外国企業は多いものの、特許法第 13 号 2016 年 20 条 1 項においては「特許を取得した発明はインドネシア国内で製造・使用（実施）しなければならない」とする厳しい国内実施義務が存在していました。この趣旨は、海外の特許権者が「単に出願・登録して技術を独占するだけ」、あるいは「完成品を輸入するだけ」という状態を防ぎ、インドネシア国内での技術移転、投資促進、および雇用創出を図る点にありました。しかし、外国企業にとっては製造拠点設立の負担の重さから、進出を躊躇させる大きな要因の一つとされていました。

オムニバス法 2020 年により「実施」の定義が広がり、これまで実施とは認められなかった「完成品の輸入」や「ライセンスの許諾」も「実施」と認められることになりました。他方、特許法 2024 年においては毎年「特許実施宣言（Annual Working Statement）」の提出が義務付けられ、3 年連続で未提出の場合には強制実施権の対象となるとの規定が設けられています（特許法 2024 年第 20A 条）。本規則では、この報告義務に関する運用の明確化が進みました。

◇国際基準への適合

国際特許出願および手続猶予の柔軟化

本規則により、PCT（特許協力条約：Patent Cooperation Treaty）経由でインドネシア国内へ移行する際の手続期間の延長制度や、万が一手続が遅れた際の回復（みなし取下げ後の再審査）制度が明確化されました。

優先日から最長で一定期間の延長が認められるなど、海外からの PCT 出願人が不慮の事故や不注意で権利を喪失するリスクが大幅に低減され、国際基準への適合が行われています。

◇具体的な手続きにおける変更内容

1. 出願書類の変更

本規則の前に制定され、現在廃止された特許に関する規則 2018 年第 38 号（以下、「旧規則」といいます）では、発明に関する明細書、クレーム、要約、委任状（代理人を通じて出願する場合）、発明者による発明所有声明書などの提出が必要でした（旧規則第 4 条、第 5 条）。

本規則では、発明所有声明書が必須書類から削除される一方、零細・小規模事業者、教育機関等として申請する場合の証明書や、遺伝資源・伝統的知識の出所に関する声明書が追加されています。また、1 つの国際出願により、複数の加盟国で特許出願を行う権利を一定期間確保できる PCT 出願の場合には、国際出願番号および国際出願日の記載が必要となりました（本規則第 3 条、第 4 条）。

2. 外国語書類の翻訳要件

外国語書類の翻訳要件について、旧規則では、外国語で作成された明細書について、原則としてインドネシア語訳を提出すれば足り、英語訳の提出までは求められていませんでした（旧規則第 20 条、第 29 条）。

一方、本規則では、英語の書類にはインドネシア語訳を、英語以外の外国語の書類には英語訳とインドネシア語訳の双方を提出する必要があります。したがって、日本語の明細書や証明書を使用する場合、2 種類の翻訳が必要となります（本規則第 7 条、第 26 条）。

また、PCT 国際出願の場合、旧規則では、インドネシアを受理官庁として PCT 国際出願を行う場合、明細書、クレームおよび要約を英語で提出する必要がありました（旧規則第 38 条）が、本規則では、これらの書類をインドネシア語で提出することも可能となりました。ただし、インドネシア語で提出した場合には、国際出願日から 2 か月以内に英語訳を提出する必要があります（本規則第 31 条）。

3. 特許請求の範囲の超過料金の支払時期

特許による保護を求める発明の範囲を記載した「クレーム」が 10 項を超える場合、旧規則では、超過分の追加料金を実体審査請求時までには支払うことができ、未払いの場合には超過部分のみが取り下げられたものとみなされていました（旧規則第 18 条）。

しかし、本規則では、当該追加料金を出願時に支払う必要があり、支払わない場合には出願自体が取り下げられたものとみなされます。このため、出願前にクレーム数と料金を正確に確認する必要があります（本規則第 10 条、第 27 条）。

4. 優先権期限の回復

旧規則では、他国で先に行った特許出願の日を、インドネシアにおける新規性等の判断基準日として扱うことができる優先権を主張する場合の出願は、他国で先に行った最初の出願日から 12 か月以内に行う必要があり、期限を徒過した場合の回復制度は設けられていませんでした（旧規則第 36 条）。

本規則では、12 か月の期限を徒過しても、期間満了後 4 か月以内であれば、追加料金を支払うことにより優先権を回復できるようになりました（本規則第 28 条）。ただし、本規則自体には料金の具体額は記載されておらず、具体的な金額については今後の料金規定または当局の運用を確認する必要があります（本規則第 28 条）。

5. 一般の出願を対象とする早期実体審査制度の新設

特許出願では、まず出願書類などが法令上の要件を満たしているか（方式要件）が確認され、その後、発明が特許の要件を満たしているかについて実体審査が行われます。旧規則では、実体審査を通常よりも早

く行う制度は、地域協力又は二国間協力に基づく制度を利用する出願に限られており、一般の出願人が任意に早期実体審査を申請する制度は設けられていませんでした（旧規則第 80 条、第 81 条）。これに対し、本規則では、これらの国際協力制度とは別に、一般の特許出願についても、方式要件を満たした後、出願公開前までに所定の料金を支払うことで、早期実体審査を申請できる制度が新たに導入されました（本規則第 76 条）。また、通常の特許出願では、実務上、公開期間終了後から最長 30 か月以内を目安に特許査定又は拒絶査定が行われますが、早期実体審査では、第三者から意見や異議が提出されないなど一定の条件を満たす場合、公開期間終了後 12 か月以内に特許査定又は拒絶査定が行われることとされています（本規則第 77 条～第 81 条）。

2026 年 5 月～6 月に発出された主な法令情報(5 月 15 日～6 月 14 日)/ Major updates on Legislations in May ~ June 2026 (May to June)

Official Extraordinary Gazette Notification, other Circulars and Court decisions

Issue Date	Title	Issuing Ministry
4-May	Regulation of the Minister of Micro, Small, and Medium Enterprises of the Republic of Indonesia Number 2 of 2026 concerning Guidelines for the Classification and Development Levels of Micro, Small, and Medium Enterprises 零細・小規模・中規模企業の分類および発展段階に関する指針に関する中小零細企業大臣規則 2026 年第 2 号	Ministry of Micro, Small, and Medium Enterprises
6-May	Government Regulation of the Republic of Indonesia Number 21 of 2026 concerning the Third Amendment to Government Regulation Number 36 of 2023 concerning Foreign Exchange Proceeds from Exports Derived from Business Activities, Management, and/or Processing of Natural Resources 天然資源の事業活動、管理および／または加工から生じる輸出代金に係る外貨に関する 2023 年政府規則第 36 号の第三次改正に関するインドネシア共和国政府規則 2026 年第 21 号	President of the Republic of Indonesia
11-May	Presidential Regulation of the Republic of Indonesia Number 12 of 2026 concerning the Granting of Sports Awards スポーツ表彰の授与に関するインドネシア共和国大統領規則 2026 年第 12 号	Ministry of Youth and Sports of the Republic of Indonesia
12-May	Presidential Regulation of the Republic of Indonesia Number 30 of 2026 concerning the Ratification of the International Coffee Agreement 2022 2022 年国際コーヒー協定 (International Coffee Agreement 2022) の批准に関する大統領規則 2026 年第 30 号	President of the Republic of Indonesia
12-May	Presidential Regulation of the Republic of Indonesia Number 29 of 2026 concerning the Second Amendment to Presidential Regulation Number 107 of 2015 concerning the Acceleration of the Provision of Infrastructure and Facilities for the High-Speed Railway between Jakarta and Bandung ジャカルタ・バンドン間高速鉄道のインフラおよび施設の整備促進に関する 2015 年大統領規則第 107 号の第二次改正に関する大統領規則 2026 年第 29 号	President of the Republic of Indonesia
13-May	Presidential Regulation of the Republic of Indonesia Number 31 of 2026 concerning the Indonesian National Commission for the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	President of the Republic of Indonesia

	国際連合教育科学文化機関（UNESCO）のためのインドネシア国内委員会に関する大統領規則 2026 年第 31 号	
13-May	Presidential Regulation of the Republic of Indonesia Number 32 of 2026 concerning the Ratification of the Protocol Amending the Agreement between the Republic of Indonesia and Japan for an Economic Partnership インドネシア共和国と日本国との間の経済連携に関する協定を改正する議定書の批准に関する大統領規則 2026 年第 32 号	President of the Republic of Indonesia
13-May	Regulation of the Minister of Immigration and Corrections of the Republic of Indonesia Number 7 of 2026 concerning Immigration Intelligence 出入国管理インテリジェンスに関するインドネシア移民・矯正大臣規則 2026 年第 7 号	Ministry of Immigration and Corrections of the Republic of Indonesia
20-May	Government Regulation of the Republic of Indonesia Number 24 of 2026 concerning the Governance of Exports of Strategic Natural Resource Commodities 戦略的天然資源商品の輸出ガバナンスに関する政府規則 2026 年第 24 号	Government of the Republic of Indonesia
25-May	Regulation of the Minister of Higher Education, Science, and Technology of the Republic of Indonesia Number 8 of 2026 concerning Protocol Affairs within the Ministry of Higher Education, Science, and Technology 2026 年第 8 号高等教育・科学技術省における儀典に関する高等教育・科学技術大臣規則	Ministry of Higher Education, Science, and Technology of the Republic of Indonesia
04-Juni	Regulation of the Minister of Human Rights of the Republic of Indonesia Number 1 of 2026 concerning the Management of Conflicts of Interest within the Ministry of Human Rights 2026 年第 1 号人権省における利益相反の管理に関する人権大臣規則 2026 年第 1 号	Ministry of Human Rights of the Republic of Indonesia
04-Juni	Regulation of the Minister of Environment / Head of the Environmental Control Agency of the Republic of Indonesia Number 4 of 2026 concerning Environmental Laboratories 環境ラボラトリーに関する環境大臣／環境管理庁長官規則 2026 年第 4 号	Ministry of Environment / Environmental Control Agency of the Republic of Indonesia
11-Juni	Minister of Manpower Regulation of the Republic of Indonesia No. 9 of 2026 concerning the Second Amendment to Minister of Manpower Regulation No. 8 of 2025 concerning the Guidelines for the Provision of Government Assistance for the Higher Education Graduate Apprenticeship Program 大学卒業者向けインターンシップ・プログラムに対する政府支援の実施指針に関する労働大臣規則第 8 号（2025 年）の第二次改正に関する 2026 年第 9 号	Minister of Manpower
15-Juni	Regulation of the Minister of Environment/Environmental Control Agency of the Republic of Indonesia No. 7 of 2026 concerning the Implementation of Nationally Determined Contributions 国家決定貢献の実施に関するインドネシア共和国環境大臣／環境管理庁規則 2026 年第 7 号	Minister of Environment/Environmental Control Agency

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドネシアの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 現地法人、駐在員事務所を設立したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

8月17日はインドネシアの独立記念日です。この時期になると、街中は国旗の掲揚や華やかな装飾で一気に賑やかになります。

多くのショップや飲食店では「Diskon 17-an（独立記念割引）」などの特別セールやキャンペーンが開催されるようです。

一方で、8月中旬には路地などで恒例のゲーム大会が開かれ、主要道路でもパレードが行われるなど混雑が予想されます。お出かけの際は事前に交通規制の情報を確認し、余裕を持った移動ルートをご検討ください。



この独立記念日をきっかけに、日本とインドネシアの歴史を深く調べてみるのも、面白いかもしれません。

本稿は、2026年7月21日現在の情報に基づきます。

PT TNY Consulting Indonesia

Address: Wisma Keiai, Lantai 2, Jl. Jenderal Sudirman No. Kav. 3,
Email: info@tnygroup.biz/ WA: 081398848290
URL: <https://www.tny-indonesia.com/>



HP



Facebook



LinkedIn